

塩竈市子ども・子育て会議（平成30年度第3回）議事概要 報告書

1. 会議名	塩竈市子ども・子育て会議（平成30年度第3回）
2. 日時	平成31年3月20日（水） 18:30 ～ 19:55
3. 場所	塩竈市市民交流センター会議室（壱番館5階）
4. 出席者	<子ども・子育て会議委員> 11名 <塩竈市> 5名 健康福祉部長、子育て支援課長、子育て支援課職員3名 <アシスト株式会社（第2期塩竈市子ども・子育て支援事業委託業務委託先）> 1名 東日本業務部第2課 課長代行

<議事概要>

1. 開 会 司会（子育て支援課長補佐）
2. 挨拶 部長から
3. 議 事 議事前に資料確認後議事

(1) 協議事項

- ①小規模保育事業の認可について
・資料1-1～資料1-4を利用し、協議いただいた。
②特定教育・保育施設等の利用定員について
・資料2を利用し、協議いただいた。

(2) 報告事項

- ①子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施状況について
・資料3を利用し、報告、ご意見をいただいた。

4. そ の 他

- ・次回会議は、後日連絡

<主なご意見等の内容>

◆協議事項

①小規模保育事業の認可について

【委員】「てでいべあ〜ちいさなひまわり〜」ですけれども、自園調理が必要となっておりますが、調理員がいないようですけれども、それはひまわり幼稚園から運ぶということで認可されたのでしょうか。

【事務局】委員ご指摘のとおり、連携施設に塩釜ひまわり幼稚園が設定されておりますので、そちらの方で作った給食を運ぶという形になっております。

【事務局】はい。その通りです。

【議長】他に何かご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それではこの2件についてお認めするというところで進めたいと思います。

②特定教育・保育施設等の利用定員について

【議長】1件ずつ検討していきたいと思います。その前に全体として委員の皆さまから何かご質問等がありますでしょうか。それでは、まず1件目「塩釜カトリック幼稚園」についてご意見を頂きますので、一度関係する委員にはご退席いただきます。

よろしいでしょうか。資料2のところになります、「塩釜カトリック幼稚園」ということで、資料2の裏面を見ていただくと利用定員のところが75名。1号認定、今までの幼稚園の教育にあたるところで、ここの変更がなくて、今のご説明ですと、これまでと利用する制度が変わるということですのでよろしいですかね。ですので、その部分で子どもさんの保育部分というのでしょうか、0、1〜2歳の受け入れるというのではなくて、今までどおり3歳以上の子どもの受け入れということ、利用定員としては75というところを設定していて、過去3年間のところを見ると、だいたい75というのも無理がないところの数ではないかと。当然、認可定員160より少ない利用定員ということになっているということですが、これについて何かご質問、ご意見は。

【委員】過去3年間で75人前後ですが、直近の利用人数が85人で、利用定員を75人にしても大丈夫かなと思いますがいかがでしょうか。

【議長】どうでしょう。直近が85名になっているところ。64、66、76と増えてきているので、75で大丈夫なのか。直近のだと85にするということもあるのかもしれないですよ。この辺の事情がわかれば、教えていただければと思います。

【事務局】施設型給付を受けるための定員の設定というか、定員の区分というものがありまして、例えば61人から75人までという括りと、今回で言いますと76人から90人までという括りがございます。なぜ、今回75名にしたのかということですが、基本的には施設型給付費の支給の話になってしまうのですが、61人から75人までの区分のほうが一人当たりの単価が大きくなるということになります。「一人当たりの単価」×「実際に利用される人数」という支給の方法になりますので、今回低いほうに設定しておいたほうが、施設にとっては有利になるという形で設定させていただきました。ただ、利用定員を超えた人数の受け入れですが、120%を超えてしまいますと、施設型給付費が減額されるということになってしまいま

すので、その 120%の範囲内で設定をできれば、施設にとっては有利となります。あとは、現実的には利用する人数も少なくなってくるという予想もございまして、今回このような形に設定させていただいた、という形でございます。

【議長】よろしいでしょうか。

【委員】120%ということは85名くらいか。

【議長】90名です。

【議長】何度かご説明いただいているように、この後の子どもの数が少なくなってきた時に、継続的にどれくらいの子どもの受け入れられるかといった時に、一時的には例えば90名近いということがあったとしても、その後、恒常的に90名の確保が難しいというような、そのような判断なのかなと思いますので。ご説明いただいたところだと、85というのが直近ではあるのですが、恒常的に、ある程度少し長期的に見通したところでは、75を設定しておいて、状況によっては90名になるようなところまで増やす、ということがあるというような利用定員の設定ということだそうです。

【委員】今に加えて、一度設定したものがどれくらいの期間で、変更ができるかできないかというか、今後減っていく可能性はあるけれども、もしかすると増えるかもしれないので、90を超えた場合に減額をされたまま継続されていくのか、設定自体を何年かに一度見直して、また変更が可能なのかという、制度がどうなっているか全然知らないなので、その辺を教えていただければと思います。

【事務局】この120%を超える期間が2年間続いてしまうと、それ以降、施設型給付費が減額になるという制度になっておりますので、基本的には2年間に利用定員を見直していただくことが必要になってくるということになっております。利用定員の見直しに関しましては、市に書類を提出していただいて、中身を市で確認して利用定員の変更が確定するという形になっております。

【議長】よろしいでしょうか。改めてこの会議でやることはないということですよ。利用定員の変更については。

【委員】市内に他に5か所くらいあると思うのですが、これによって他の幼稚園に影響はないのでしょうか。他からは出てこないのでしょうか。

【事務局】他の幼稚園から移行するという話は聞いていないのですが、移行するための手続きとかのご相談は随時受けております。来年度以降に、もしかしたらその決断をされる園があるかもしれないという状況です。

【議長】他に何かご質問がありますでしょうか。それでは1件目の「塩釜カトリック幼稚園」について、利用定員をお認めするという事でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、委員に入ってください。

それでは2件目。「幼保連携型認定こども園 塩釜聖光幼稚園」について検討していきたいと思いますので、関係する委員は一度ご退席いただきます。

それでは、2件目について検討を始めたいと思います。2件目については、幼稚園から2号認定、3号認定というのは保育を必要とする部分の定員があるという形で、幼保連携型認定こども園ということですので、これについて委員の皆さまからご質問、ご意見ありましたら出していただければと思います。

【委員】今回の、聖光幼稚園から幼保連携型認定こども園になるにあたっては、調理室、給食室というのは今まであったものなのか、今回設置したのか。ここには何も書いていないので。今までは給食というのは出されていたのでしょうか。

【事務局】給食に関しては外部搬入と伺っていたのですが、今回保育部分の定員を設定する形になりますので、今回は調理室を新たに作ったという形になっております。

【委員】そうなりますと、給食を担当する調理員の方達も、塩竈の保育園の栄養士さんの指導も受けることが出来るのか、調理者の会議と一緒に参加することが出来るのか、そういう連携は取れるのでしょうか。

【事務局】園のほうから、栄養士の指導とかで要請があればやっていく方向にしたいと思います。

【委員】要請があればですか。

【事務局】聖光幼稚園さんは、直接調理員や栄養士を雇用するわけではなくて、幼稚園とかの調理を専門とする会社に業務委託をして給食を提供するという話を聞いておりましたので、そういう会社が責任を持って調理をしたり、献立を考えたりということをする聞いてます。今、調理員さん達とか栄養士さんからの相談、市内の保育園などと協力しながら給食を提供するように、市の方でもいろいろな、市の栄養士が給食担当者との会議などを月1回設けております。ただ、全ての保育園が給食担当者会議に出席しているわけではないです。

【事務局】私立保育園は、毎月の会議に必ず出席にというわけではないので、園独自で献立を立てている施設は来ないということもあります。

【委員】月1回、毎回来ないということですか。

【事務局】毎月いらしているところと、いらしていないところがあります。

【委員】ただ、初めて給食を始めるにあたって、今までは外部のもの、お弁当とかを入れていたのが、自園調理をするので、要請があつてからではなく、積極的に塩竈市の方からこのくらいのお子さんについては、こういう栄養を満たすようなものを、向こうも研究してやってらっしゃるとは思いますけど、なおきちんと指導なり経過観察なり、そういうものも必要なのかなと。同じ塩竈市内のお子さんたち、それから2市3町からも来るとは思うんですけども、やっぱり、より良い給食になるように確認は必要なのかなと思いますので、是非そういうところは丁寧に指導とか協力をしていただくと、聖光幼稚園さんも心強いのかなと思いますね。

結局、園が発注してどういうものが来るというのは、お任せするという形ですので、それを塩竈市の栄養士さんがちょっと見せていただいて「大丈夫ですね」と、聖光幼稚園さんが安心できるような指導をおあげしたりすることで、子どもたちにとってもより良い給食になって行くのかなと思いますので、そこは積極的にお願いしたいかなと思います。

【事務局】幼稚園だと今まで3歳以上のお子さんだったのが、これからは1歳、2歳のお子さんを受け入れるということなので、離乳食に近いような給食も出てきますので、そういったところを市の栄養士のノウハウをお伝えしたりという機会もあると思います。

【委員】宜しくお願ひいたします。

【議長】認定こども園が出来た時の制度のちょっと難しいところは、今まで認可園で公立と民間があつて、民間も認可園ですので、共通にやる部分と、公立だけでやって、あるいは民間だけでやってる部分と、こういうふうに出て来た時に認定こども園の保育を必要とする部分というのが、いわゆる民間の保育所と同じような位置づけになるんだらうと思うのですけれども、その時の位置づけというのでしょうか、塩竈市としてどのような制度の位置づけをして、どのような枠組みで指導、支援していくか、ということに関わってくるようなご指摘だったかなと思います。

他に何かご質問、ご意見がありましたら。よろしいでしょうか。

利用定員については105ということで、2号認定・3号認定が84、1号認定が21ということになっているということですかね。よろしいでしょうか。それではお認めするというので。ありがとうございます。

【議長】それでは続きまして3件目。先程の小規模保育事業の認可というところで認可をお認め頂いたものですが、改めて利用定員についてご検討いただければと思います。

3番目「わだつみ保育園」。3号認定ですね。0歳が6名、1、2歳が13名の19名の利用定員ということですが、「わだつみ保育園」について何かご質問、ご意見がありますか。資料については先程の資料1-1の一覧表のところに細かな数字等がありますね。先程、認可お認めしたところ小規模保育事業B型からA型にということで、資格を持った保育士の数を増やしてということでしたので、より充実した保育環境になるような体制が組まれたということですね。お認めするというのでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

続いて4番目、「てでいべあ〜ちいさなひまわり〜」について。これも先程、小規模保育事業の認可をお認め頂いたところで、利用定員については同じように0歳が6名、1、2歳が13名の19名ということで、19名の利用定員ということになっています。これについて、ご質問、ご意見がありましたら。はい、どうぞ。

【委員】先程のわだつみ保育園さんは、連携施設が「さかえ保育園」と「北浜保育園」さんなので、3歳児以降は保育園から保育園に移るといふ形になるのかなと思うのですが、てでいべあ〜ちいさなひまわり〜さんは連携施設が幼稚園なので、3歳以降は幼稚園に入るだらうということ想定して、最初から入所ということになるのでしょうか。

【事務局】連携施設に「塩釜ひまわり幼稚園」ということで設定はさせていただいているのですけれども、実際に保育所を選ぶというか、必ず「塩釜ひまわり幼稚園」に入らないといけないという訳ではなくて、例えば保育所のほうに移動されたいという場合には、そちらのほうに応募いただくことも可能ということになります。ただ、連携施設に設定しておりますので、その分の確保は幼稚園の方でしていただけるので、幼稚園のほうに子どもを預けたいという方がいらっしゃいましたら、そちらの方を園のほうで確保するという形になっております。

【委員】すみません。よくわかっていないのですけれど、幼稚園ではなく保育園という

選択をしたい時は、他の保育園を探して自分たちで行き先をもう 1 回探す作業が増えるという感じなのですか。

【事務局】 同じように保育所の入所の申請毎年、1年に1回書いていただいているので、その中で転所希望の欄に、保育所に行きたい場合は書いていただいて、こちらで優先順位を確認しながら、調整を出来れば希望のところにとりいう形になるので、1年だけだと、もし保育所そこでないとダメだというと、ちょっと転所は厳しい時は何園か見ていただくか、「塩釜ひまわり幼稚園」とかという選択肢を多くしていただかないと、というところではあるのですけれど。

【議長】 私のほうから補足しますけれども、小規模保育事業を認可する時に絶対条件ではないのと思うのですけれど、連携施設というものを定めておくということが求められていて、認可の時点でそれがはっきりしていないと認可がされないという訳ではない、そこまでつくはない制度なんだと思うんですよ。

一応そういう制度にはなっているのですけれども、定めている割に非常に矛盾が大きい制度で。というのは、例えば連携施設で「この保育園」と決めた時に、その保育園が必ず受けなければいけないのか、他に例えば3歳で入ってくる子を置いておいて、優先的に連携施設が受け入れなければいけないのかという、そこまでの制約はないんですね。

なので、連携施設として「受け入れてもいいですよ」というふうに言うのはいいけど、実際には受け入れられるかどうかはわからない、というような制度矛盾がある。これは別に塩竈市の問題ではなくて、国が定めた制度の問題としてそういうことがあって。なので、一応は定めておく、「こういうところと連絡は取れていますよ」というような程度であって、必ず受け入れてもらえるというような、幼稚園にしる保育園にしる保証されているわけではない。

そういったところから、なかなか小規模保育施設を作っても、その利用定員が埋まらないというのがいくつかの自治体で起こっていて、その時は、やはり3歳になったら必ず移行しないといけないというので、もう一度場合によっては探さないといけないというような問題点があって、それだったら始めから保育園とかあるいはそのまま続けていけるような認定こども園に入れて、というような、そんな方向性が保護者の方は持つことが多いんだろうというふうに思います。

たぶん、今のご質問はその辺の制度矛盾のところ、ちゃんと理解しようと思うとよくわからないという。それがよくわからないのが健全で、矛盾しているところがあって、というところなのかなと。今、一応幼稚園ってところで定めてはいるのですけれども、ここに、連携施設に必ず行かなければいけないというわけではないし、また定めたとしても連携施設が必ず受け入れるっていうわけではないというような、そういうような前提で小規模保育施設っていうのが成り立っていることだというふうに思います。なので、なかなか幼保連携型認定こども園を始めるにあたって、連携施設は作るのですけれども、実際の運用となった時には、園の事情と保護者の就労状況によって、いくつかの形態を聞き取らざるを得ないということがあるのかな、というふうに思います。はい、どうぞ。

【委員】 今回の認定こども園にあたりまして、わだつみ保育園さんから来られた方が数

名おります。それは市のほうに申し込んで、転所というか転園と言うんですか、というので数名いらっしゃったのですが、連携施設ではなかったわけなのですが数名いらっしゃるといふのと、わだつみ保育園さんからお電話をいただいたりもしたんですが、お答えしようがなかった電話もあったんですね。「移るっていうんですけど」と言われたんですけど、私たちの方で何かしたわけではないので、そういうので保護者との何か問題とかっていうのはないんでしょうか。

一回入ったものの、他に移ってくるということで市から紹介されてうちに入るんですけども。

【委員】小さいお子さんですか？

【委員】3歳児ですね。3歳児ですから問題ないですね。

【議長】3歳だから問題ないですけども、場合によっては、先程の継続的に子どもを同じ所で育てたいという場合に、例えば可能性として小規模ですと必ず3歳で出ないといけないので、どこか継続的に5歳まで見てもらえるような施設で、2歳で空きがあったら、早い段階で応募するという選択をする保護者の方もいらっしゃるといふふうには。

【委員】3歳児以上だったら問題ないですね。

【議長】3歳は必ず移らないといけないので、先程の説明にもありましたように必ず連携施設というふうにな名前が挙がっている所に移らなければいけないということではなくて、連携施設という所以外に移るのも自由だと。こういったらなんですけど、連携施設とは「名ばかり連携施設」みたいなところもちょっとあるので、それが、なかなか制度的に難しいところなのかな、というふうに思いますが。

今言いましたように3歳になったらよそに移らなくてはいけないんですけども、1歳とか2歳とかで場合によっては早めに移行してというようなケースも、他の自治体では出てきているということがあります。ということですが、利用定員についての「わだつみ保育園」の問題というよりも、制度全体に関わるような質問かなというふうに思いますが、この2件について、まずは「わだつみ保育園」についてこういうふうな要件でよろしいでしょうか。それから、同じような状況だと思いますけれども「てでいべあ～ちいさなひまわり～」の所も利用定員について同じような利用定員になっているということで、先程の基準面積も満たしているということで、これもお認め頂くということでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、協議事項2件が終わりましたので、次第2番目の「報告事項 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施状況について」ということで、これも事務局のほうからお願いいたします。

◆報告事項

①子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施状況について

【議長】現在、調査内容の細かな集計を行っているところだというふうに思いますので、現状では調査の回収率、それから今後のスケジュールのところの説明を頂きました。これらに関して何かご質問、ご意見がありましたら出していただければと思います。

【議 長】就学前の児童の回収率が増えているようなんですけれど、これは何か配布の方法とか何かに工夫があったということですか。とりあえずいいことだというふうに思いますけれど。

【事務局】特に前回と同じような配布と回収の仕方をさせていただいたので、特に今回増えた要因というのは、正直今のところではわからないという状況でございます。

【議 長】スケジュールとしては、次が6月ですね。6月の時に委員が交代になるのでしょうか。

【事務局】委員の皆さまの任期が来年度の9月までとなっております。

【議 長】6月まではこの委員でということで、6月の時に集まって、場合によっては交代なさる方もいるというようなスケジュールで。

【事務局】そうですね。詳しい中身はまだ決めてはいないですけど、次に開催される6月の会議の時には、当初の方針をお示ししたいと思っています。

【議 長】わかりました。あと、なかなかスケジュールを作るのにあたって幼児教育・保育無償化というものの方針というのが、このところ国から出てないんじゃないかというふうに思うんですけども、何か新しい情報というのがありますでしょうか。何かピタッと止まっている話を聞くんですけども。その辺の情報がどうかによって、ニーズとか違ってくるような気がするんですけども、何か最新の状況や情報がわかれば教えていただければと思います。

【事務局】なかなかこちらにも情報が下りてこない状況なので、非常に苦慮しているというか、10月に向けて幼稚園とかに説明会を行わないといけないとは思っているんですけども、なかなかその準備ができない状況で。ただ、4月の中旬くらいに県のほうで市町村向けの説明会があるようなので、そちらのほうで情報を得ながら10月に向けた準備を進めて参りたいと思っています。また、委員の皆さまに出せる情報がありましたら、その時にお出しできればと思っています。

【議 長】ありがとうございます。たぶん、県にも情報は下りてきていないと思うので、先程ご検討いただきました利用定員なんかも、無償化がどのような位置づけになるかによって、とりわけ幼稚園とかそういうところの利用の人数というのが変わってくる可能性が非常に大きいので、現状で判断できるような利用定員はお認めをしていますけれども、場合によっては変わってくるという所もあるのかなというふうに思います。

何かこの件についてご質問、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施状況と検討スケジュールについて何かご質問があれば。よろしいでしょうか。それでは、その他の連絡事項について事務局からお願いします。

◆その他

①成育基本法（略称。平成30年12月14日公布）について

②平成31年度保育所入所児童見込数について

③平成31年4月開園の企業主導型保育園について

【議 長】3件についてですね、成育基本法、もう1件が平成31年度の保育所入所児童と

合わせて放課後児童クラブの入級児童数の見込み、それから3件目が企業主導型保育園の募集ということについてご説明いただきましたが、何かこれらの点についてご質問等がありますでしょうか。

【委員】31年度の当初の待機児童というのはどうなんでしょうか。

【事務局】現在のところ、3歳児、4歳児で調整がまだ出来ていないお子さんが3名います。

【委員】3名。小さいお子さん達はみんな収まったということですね。

【事務局】ただ、今現在でも1日おきとかに来たりもしているので、最終的な人数がどのくらいになるのか不明です。ギリギリで調整できるように何とか。

【議長】0歳児は後でも産まれてくるので。最初は、年度当初は待機児童がいなくても、その後待機児童はどうしても出てくる可能性はあるのかなと思いますけれども。他に何かご質問があれば。

【委員】今の保育園の総数ですけれど、去年に比べても80人増えているんですかね。今までの計画を立てるにあたって、子どもたちはこれから減っていくからあまり、というようなお話での計画を一生懸命作っていた気がするのですが、実際は保育園に入られる子どもが年度初めでこれだけ多いというのは、途中で特に0歳、1歳で入れない子ども達が出てくる可能性がやっぱりあるのかなと感じるのと、仲よしクラブも定員に比べて結構な割合で増えているので、世の中やはり働くお母さん達が増えて、要求が増えているのかなと何となく思うので、今後の定員数の設定だとか、市の方向性として、他の市からも「是非こっちだったら子どもを育てたいわ」と言って来られるような、いい保育を提供できるような塩竈の計画を是非作っていききたいと感じるのですが、そこも含めてここでそんな話が出来たらいいと感じることと、子どもが増えているのはとてもいいことだなと感じるので、これを前向きに捉えていききたいと思った次第です。

【議長】今の意見に何かありますか。特にない。わかりました。

【委員】学童保育、放課後児童クラブなんですけれども、三小が定員60名のところが入級が83名。月見小の仲よしクラブも60名のところが84名。これくらいになれば、本来2クラスですかね、それぞれに。そうすると2クラスで83名はぎゅうぎゅうかな、という気持ちもあるんですが、クラスの編成はどのようになっていますでしょうか。

【事務局】放課後児童クラブの入級児童数についてお答えさせていただきます。放課後児童クラブなんですけれども、登録児童数となっております、基本的には定員を定めておりますが、保育所と違って小学生なので、登録率が大体7割から8割というところで、84名登録されていても、やはり60名まではお子さんがいらっしやらないというのが現状ということで、登録率を換算して登録できる児童ということで、こちらのほうの入級児童を皆さん希望ある方については登録させていただくという状況となっております。以上です。

【委員】これは希望する人数であって、「あなたまではOKですよ、次の方からはダメですよ」ということではないんですね。

【事務局】はい。皆さん受け入れるような形で現在登録していただいております。

【委員】はい、わかりました。ありがとうございます。

【議 長】実際には毎日来たり、そうじゃなかったりと、あと来ても時間帯が低学年と高学年で違ってたりとか、ちょっと来てから塾に行くとか、そういう抜け方があるので、実際には子どもがどのくらい居てというのが、こういう入級児童数と定員のところだけでは上手く出せてないのかもしれないので、場合によっては実際の時間帯の利用者数とか、そういうような情報なんかもあると、こういうようなところの運営をどうやっていったらいいのかというの、考えやすいのかと思いますので、もし今後、定期的に情報交換の会はやっているかと思しますので、そういうふうな情報も、もしあれば出していただくといいのかなと思います。

【委 員】放課後児童クラブの話なんですが、元々市がやっていたのを委託になりましたよね。それで今のやってらっしゃる業者さんは凄くいろいろなことを考えて、遊びをいろいろやってくれたりとか、外遊びの時間をすごく増やしてくれたりとか、凄くいろいろなことをやってくれている印象を持っているのですが、うちの子どももみんな上がってしましまして、現状はわからないんですね。

契約の時に随分、この業者でいいのかという選定もいろいろしましたし、そういう経過があるので、現状、今増えているということは、たぶん良いからみんな行くんじゃないかとは思いますが、現状どういような活動をしていたりとかいような情報を是非流していただいて、また再契約になるか新たに他の業者に移るかという時期も、たぶんそろそろやってくるのではないかと思うので、そのような情報も是非お知らせいただけたらいいなと思います。

【事務局】はい、ありがとうございます。放課後児童クラブについてなんですけれども、来年、31年度で3年目になります。来年、指定管理者の再募集をかける時期になっておりますが、今年度もアンケートを取らせていただきまして、本当に利用者の方からは好評をいただいているところです。外遊びの時間を増やしたり、お子さんのストレスもすごく受け入れていただけるような体制を組んでいただいたり、即応していただいたり、校外活動もたくさん組んでいただいて、ありがたいと思っております。それで児童館も一緒に指定管理をしているんですけれども、児童館のほうもたくさんいろいろな企画をしております、中・高生にも来ていただけるような児童館作りということで、新しい取組を進めていただいております。

来年度は新しい取組として、児童館の方で企画した10連休中に浦戸のキャンプなども組んでおりますので、新しい取組も続々とやっていただいております。

【議 長】来年度は再公募するんですか。また一から業者を選び直すような形になりますか。それとも適正かどうかの判断だけで継続するかどうか。

【事務局】再公募という形です。

【議 長】再公募で。そうするといろいろなところから来る。それでその中からもう一度選ぶというような。そういうことですね。なので、継続するかどうかはその時点でという。

【事務局】その時点で評価をしながらという形になっております。

【事務局】次回子ども・子育て会議で、指定管理者がどのような取組をしているかという資料もご用意したいと思います。

【議 長】わかりました。

【委員】その児童クラブの中の、個別配慮を必要とするお子さんについて、当園の園児が個別配慮を必要とするお子さんで、仲よしクラブを利用するというお子さんがいまして、多賀城の場合は多賀城市のNPO法人みたいなんですけれど、その方が様子を見に来て下さったりはしていたんですけれど、塩竈市の方でその辺は出来てないのかなというところで。学校は学校。でも学童保育は学童保育のほうというところで分かれているのがあって、その辺は塩竈市は大丈夫なのかな、というのはちょっと思ったので、その辺の管理というか連絡とかが、学校にはお伝えしてあるので、学校ではお子さんの様子を見に来てくれているけれども、実際に課外の部分では大丈夫なのかなというところが心配はありましたので、その辺もお願いします。そこまで市のほうでどうなのかな、というのはあるのですが、もしわかることがあればお願いしたいと思います。

【事務局】配慮を要するお子さんについての児童クラブの対応ということですが、今回の指定管理の仕様書の方にも、やはり支援を必要とするお子さんに対する配慮というところを入れさせていただいているところと、支援児2人に対して1人の支援員をつけること、というような要件を設けてございます。それで実際の取組といたしましては、クラブリーダーがそれぞれの児童クラブにおりまして、その方が1日2回学校との連携をして、連絡帳のやり取りなどで学校であったことの情報共有などを行っているというところです。あとは、やはり落ち着かないお子さんがいらっしゃいますと、その子だけのために1人の先生が個別の部屋で関わってあげて、少し心を落ち着けて、それから集団の中に入って行くという取組ですとか、あとは場所が取れる学校につきましてはお部屋一つをお借りして、クールダウンのお部屋とかクールダウンのスペースというのを設けて、少し落ち着ける空間を作るような形で取り組んでいる学校もございます。

【委員】それにちなんで、ワーカーズコープさんで新しく支援、何でしたっけ。

【事務局】放課後等デイサービス。

【委員】そういうこととは関連があるのでしょうか。

【事務局】今ご質問がありました放課後等デイサービスにつきましては、塩竈市の場合子育て支援課ではなくて生活福祉課の障がい支援係のほうで担当しております。昨年までは放課後等デイサービスが市内3か所にありましたが、それでもやはりニーズが大変多くて、他の町のほうに送迎を使って、他の町の放課後等デイサービスを使っているようなお子さんが多かったのですけれども、年明けに今、委員よりご紹介いただきましたように、ワーカーズコープさんが藤倉のほうで新たに放課後等デイサービスを開始して、その他にも2か所ほど開設が続きまして、今6か所になっております。

これらの障害者手帳を持っていなくても利用できる、放課後の発達障がい等を抱えた子どもの居場所ということで、市内だいぶ拡充してまいりました。障がいのほうの支援の中でさらに利用が拡充出来て、放課後児童クラブだけではなくて、放課後等デイサービスという専門の職員のいらっしゃるような場所で、安心して落ち着ける場所が少し塩竈市でも拡大してきているということをご報告をさせていただきたいと思います。

【委員】放課後児童クラブの中で、支援児 2 人に対して 1 人の支援員を付けています、というお話だったのですが、それは支援の必要なお子さんが増えてきた時に、当然、支援員の人数も増えていくかと思うんですが、そういうことに対しての費用については、市からきちんとその分に応じて出費されるということなのか、それとも契約の中でやってくださいということなのかお聞きしたいです。

【事務局】現在のところ、支援児 2 人に対して 1 人ということで協定を結んだ時点での人数積算をしております。それで、その他に年度協定というのがありまして、支援児の数に応じてかなり支援児が増えてくれば、年度協定という形で協定を結び直すということもありますけれども、現在のところ当初の契約額の中で、契約を結んでいるという状態になっております。

【委員】わかりました。ありがとうございます。

【議長】よろしいでしょうか。3 年契約で一括の契約というような形態を取っているんだろうというふうに思います。その都度、必要な部分があれば協議をしてというような形の契約方式ですよ。他に何かご質問、ご意見があれば。

【委員】新しい保育園になる所の工事が随分進んでいるなど、思っているんですけども、今の進捗状況といつ頃どんな感じになるかというのを是非教えていただいて、実際計画書とか図面とかを見せていただいていたけれど、実際どういうふうになっていくのかを完全に出来上がってから「ここちょっと危ないんじゃないの」というのは、子ども達が危ないと思うので、是非途中経過を見せていただいた上で、設計変更はたぶん出来ないんでしょうけど、細かいところでの何か意見が生かせるような形での情報提供がいただけたらなというふうに思っています。それが 1 点。

それから、先程の小規模保育事業の話で、入所した後に 2 年後には移るんだよという話がありましたけど、申し訳ないんですけど、私何年もこの会議に出させていただいても、なかなかどこで、何が切り替わっていくかが理解できてなくて。新しく子どもさんを預けるお母さん達も、まったくこういう制度の中で混乱してしまうと思うので「ここに入った場合は、契約はこうだけど、2 年後に次の施設に入るんだよ」ということと、「それはその契約施設、連携施設に必ず入るわけではなく、入れる保証があるわけでもなく」というようなことを、丁寧に入る段階で一度きちんと説明をしていただきたいと思っていることと、上に上がる時の調整は全て市のほうで、市に申込みをして、希望を書いて、それを調整していただくという形になっていますよね。どこの施設に入っても、すべてそういうふうな市が一括で調整をするというふうなシステムが今後も続いていくということでもよろしいのですか。その確認をしたいと思います。

【事務局】小規模保育所についてなんですけれども、一応、年初の申し込みをする段階で、小規模保育所は 0・1・2 歳の施設で 3 歳になったら他の園のほうに転園になりますということは必ず説明はさせていただいています。転園の際に市のほうが調整するというのは、全ての園においては同じようにやっております。

【事務局】前段の海岸通りの子ども・子育て支援施設の進捗等についてですけども、新年度予算に床の買い取りをしますという予算を計上しました。それから、買い取

った後の内装を工事しますというふうな予算を計上いたしました。それで、金額的に地方自治法でいくら以上の契約をする時は議会に諮らなければならないというのが決まっているので、両方とも、床の買い取りもそれから工事もこの6月に、一番直近の議会が今度の6月しかないので、その時に議会のほうに議決として上げて、仮契約をするわけですけれども、その議会の議決を得た後、工事が進んでいくということになります。

今、現場のほうでコンクリートを打って立ち上がってきている姿が見えると思うんですけども、あれはマンション棟なんですよ。子ども・子育て支援施設が入るのは、その隣の業務棟という所になります。業務棟の状態なんですけれども、根切りというか基礎を地下のほうにかかっているところになりまして、工事は今のところ順調だとは言えるものの、地下の固い岩が出てくると、それだけ工事に時間がかかってくるということもありまして、基礎というか土の中の部分がすっかり終わらないことには、遅れるか順調なのかというのが実ははっきり言えないというふうなところが、工事会社のほうからは説明をされているところがございます。

【議長】 はい、ありがとうございます。

ちょっと私のほうから細かいところですけど、先程の企業主導型保育園のところで、12名中5名が地域枠ということをお伺いして、ここは最初からここに入りたいという希望があれば5名の枠の中で入れるということなのですか。それとも先程、他でなければというようなご説明があったようにも思うのですけれども。この地域枠の扱いというのがどういうことになっているのか。保育料が違ってくるかもしれませんので。

【事務局】 企業主導型保育園は、認可外保育所というくくりになるので、通常ですと認可の保育所に入れたいというような形で、皆さん申し込みはされるかと思うんですけども、認可保育所のほうで調整できなかった方に「こういう保育所もありますので」というようなご案内を今しているところではあります。

【議長】 すみません。地域枠ということの位置づけというのが5名となっている。5名までは、一応塩竈市から紹介すれば受け入れれますよ、それ以上は受け入れないけど。というそんな位置づけなんですかね。

【事務局】 一応5名にはなっているんですけども、定員に達しない場合で、市で待機が出ている時は、5名以上も受け入れは可能ですということを保育園の方からは言われています。

【議長】 細かなところになるかもしれないですけども、5名分というのがある意味で地域枠という位置づけなんだと思うんですけども、ある意味で認可施設の部分として5名認めているのか、そうではなくて無認可だけでも5名。その5名の部分というのが。もう一度、その保育料は全部一律に2万7千円。これは企業のところで入っている子どもさんが補助も出てこれなのかもしれないですけど、地域枠の場合にこの金額なのかそうじゃないのか、細かなところも含めて教えていただければと思います。

【事務局】 地域枠については、認可でなく認可外の扱いになります。地域枠以外の従業員

の方のお子さんの保育料は9千円です。

【事務局】従業員枠が9千円。それから、極洋食品以外の会社をパートナー企業枠として設けているらしく、それが2名の枠を設けているそうですが、その保育料は1万9千円と聞いています。その従業員枠とパートナー枠を6名程度にして、地域枠を5名から6名程度にしたいというようなことを企業のほうから聞いております。

【議長】わかりました。そうすると保育料2万7千円というのは地域枠の子どもの保育料と。場合によっては安いとか、0・1歳で2万7千円ならこっちのほうがいいんじゃないかという反応をなさる方もいれば、直接こちらに申込みというのもあるんですか。

【事務局】直接もあるかと思えます。

【議長】あるということですね。その辺の料金設定が、なかなかどういう位置づけで、地域枠の位置づけというのが。

【事務局】企業主導型保育事業をする時に、国のほうで保育料の上限設定というのがあって、この2万7千円という保育料の設定なのかと思っています。

【議長】いえ、もっと高くても大丈夫です。大丈夫だと思います。無認可ですから。

【事務局】無認可ですが、補助金をもらう上でこういう条件の設定があると聞いていました。

【議長】どういう補助金かによるかと思うんですけども、補助金のもらい方によるのかもしれませんが、もっと高くも十分設定可能なというふうには思いますけれども。もっと高く設定しているところもあるので。国からの補助金をもらう時には建物を建てるとか、あるいは場合によっては保育所だったり、その保育料が赤字になるので、職員の給与分の補てんというのも国からの補助事業でもらえるはずなので。

制度が毎年変わっているところがあるんですけども、私は東北大学の保育園作る時の両立支援のワーキングの座長で、作る時に21世紀職業財団と掛け合って、建物分何千万かと、職員給料の補てん6年分もらいましたけれど、保育料はもともとずっと高く設定はしてやりましたので、可能なんだろうと思います。

これは随分価格を抑えて、ある程度子どもを受け入れると。補助をもらうかもしれないけれども。人によってはこういうところの利用を積極的にしたいという方もいらっしゃるのかなというふうに思ったので、どのような位置づけになっているのかということ。塩竈市の方から紹介する場合か、直接ここにという場合と両方あるというようなルートなんですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

【委員】同じこの認可外保育園についてなんですけれども、例えば従業員のお子さんが5、6名というふうに勘案しても、例えばもっと多い場合ですね、その年に8名とか9名とかになった場合は、地域枠は5名というのがなくなったりするということもあるということですね。そうするとその時に、その年度により国の補助金も増減したりしながら運営していくということなんですよ。

【議長】たぶん、その地域枠の設定の仕方で行政との契約なんだと思うんですけども、必ずこの枠は定めてくださいというような契約をして、その部分についてだけ補

助金を出しますというような、ある種の認可の扱いをするような場合と、先程お聞きした地域枠と言っているけれども、それがどんな位置づけなのかというようなことによって違うんだろうと思いますけれども、今のご説明だとかなり柔軟にその辺は定めて、企業で受け入れが可能であれば人数を増やしたり減らしたりすると。塩竈市としては、その仲介みたいなところをするような役割ということなんですかね。

【委員】認可外の保育園がということなのですが、記憶は定かではないんですけど、保育士さんの定員だとか、お部屋のサイズだとか、安全性の避難の問題だとかそういうようなことは、いわゆる認可保育園と同じレベルで維持をされているということでしたかということの確認と、地域枠というふうになっているので、もしそうでないとすると、市の方で直接斡旋はしないにしても、ご案内しているところだとすると、その辺の関係が難しいのかなと思ったのですが、状況を教えていただけると嬉しいです。

【事務局】企業主導型保育施設、保育園なんですけれど、認可外保育園ということで、事業を始めてから、必ず県のほうへ届出をします。そして、県のほうで認可外保育園については年に1回監査をしておりますので、その対象になりますので、県のほうで認可外保育園の基準のようなものを設けてますので、それに見合った保育園かどうかということ、県のほうで年に1回確認していただいています。

【委員】要件は認可保育園と同じなんですけど。保育士さんの数とか一人あたりの広さとか。

【事務局】現在認可外をやっているところは、認可外保育所の監査の時に、県の方から市も同行するよという案内が来まして、一緒に施設を見せていただいたりというということをしています。

【議長】確認ですけれども、基準面積と職員配置は認可園と違いますよね。もっと緩やかな形ですよ。なので、今のご質問はそれがどうかということと、市のほうでこういう所がありますよというふうにご案内する時に、ある程度質が保たれていないと、市のほうから言われてこっちに行ったらけれども大丈夫なんだろうというような、どうなっているんでしょうかというご質問だと思いますけれど。

【委員】今現在、認可外保育園をしているんですけど、認可保育所と同じです。基準は、保育士の数とか面積とか。年に1回監査にも来ていただいて、県の職員と市の職員が来るので全く同じように。

【議長】たぶん同じでやっていらっしゃる所もあると思うんですけども、違う所もあると思います。仙台市だと国分町なんかにある認可外の所は、相当バリエーションが大きいので。監査に仙台市の保育課が回るんですけども、夜に監査に回ります。日中やってなかったり、いなかったりで。夜6時以降に監査に行ったりというようなことはして、非常に監査も大変なようです。6時から8時、9時くらいまでに監査を市の職員が回っていて。一般的には認可外と言いながら受け入れ態勢の問題で、特定の企業の子どもを受け入れると認可にならないので、そういう形で基準はたぶん一致なんだけれども、認可外というのを選択している所もあると思いますし、あとは基準自体が相当曖昧になっていながら認可外というよ

うなそんなところと両方あるので、そんなところがどうなのかということの、基準面積と職員配置等について、ここはもしかしたら認可の所と同じような基準を採用しているかもしれませんし、それだったら安心して塩竈でもご案内が出来るというようなことなので、ちょっと確認をおいたほうがいいと思います。

【事務局】説明の補足です。今確認しましたけれど、職員数ですとか資格ですとか、それから設備、面積に関しましては小規模保育事業と同じ内容になっています。

【事務局】認可外、企業主導型保育事業の基準があつて、今課長が申しあげたのは、企業主導型保育事業の基準で小規模と同じです。ですから園庭も持たなければいけないしということです。認可外保育施設というのは、今先生がおっしゃったように多少緩くなつていて、園庭を持たなくていいとかですね。そういうのが認可外です。今回は企業主導型ですので、園庭も持たないといけないようになっています。

【議長】仙台市の認可園は、園庭を自前で持たなくてもいいんですけどね。近くに公園があればいい。

【事務局】そういうのもありますね。原則です。原則、事業所内保育事業所と同様と。

【議長】保育所が足りないので、自前で持たないといけないとなると、なかなか増やせないで、そういう緩い基準に今なりつつありますけれど、今それで増やしているところもありますものね。

なので、企業主導型の保育所で無認可だけれども、一般的な広い意味での無認可全体とは違って、一律の基準があつてそれに基づいて作られているという確認は出来ているということで。他に何か。よろしいでしょうか。

それでは、その他も含めて用意してある議事が終わりましたけれども、全体を通して委員の皆さんから何かご意見とかご質問とかありますでしょうか。

【委員】保育士さんがきちんと配置された保育園が出来ていますが、今までうちのほうでも保育士が足りないというのが現状だったんですけども、結構保育士がいるんだな、働く保育士がいるんだなという思いがあつたので、それは給料の問題なのでしょうか。

【議長】全国的に保育士が不足していて確保できないという中で。

【委員】保育士さんを雇うのに特段の配慮があるのかな、と。

【委員】保育士はやはり足りなくて、過去働いた人みんなに声かけて見つけるのは、今だに大変です。

【議長】どこでも大変で、以前にもそういう話が出ましたけれども、通常の形では集まらないので派遣によってというものがこの所は増えてきて、派遣をするような会社というのはいくつか出来ていて、足りなそうな保育園にいきなりFAXが届くようで、一人何十万で派遣しますよ、みたいな。それで連絡すると、プールしているわけではなくて、そこから人を探して、プールしていないところもあるので、そこで誰か少し高い給料で来てくれる人が見つければ紹介をして、紹介をもらうような形で。その方がずっと勤めていただければいいのですけれど、必ずしもそうではなくて、辞めてまた別の所に紹介をして、というような。紹介料が入りますから。というようなケースもあるので、なかなか保育所の数が増えていく

のはいいし、望ましいので、待機児童解消にもなるんですけども、今ご指摘いただいたような、保育士が十分に確保できなかったり、あるいは人の確保を狙ったような形のビジネスみたいなものが非常に増えてきているんです。

FAXで送られてくるのは、高い料金ですよ。

【委員】そうですね。一人紹介していただくと50万円かかります。

【議長】そういう相場なので。

【委員】市にそういう派遣の会社が介在するということはあるんですか？

【事務局】来年度、それを考えています。実はなかなか。

【議長】市そのものよりも私立のところで、ダイレクトにお金が出せてというようなところに多くて、公立はそういう形で人を雇うのはなかなか難しいところもあるので、それほど多くはないのかもしれないですけども、今非常に増えてきているような状況なので、その辺も保育の質に関わってくるところではあるので、それをどうやって、どう考えていけばいいのか、ということも非常に大きな問題かなと思います。

【委員】派遣会社の存在というのは、会社と働きたい人の間に入るわけですよ。流通と同じでそこでまたお金が発生しちゃうわけで。そうすると会社は例えば1万円払おうと思っているけれど、途中で手数料が取られて8千円しか入らないという仕組みになっているので、派遣に頼るのはどうかと。

【議長】なかなか難しく、安定的に本当にちゃんと派遣をしてくれて、仕事をしてくれる人のニーズがあると、マッチングしてくれるような会社であればまだいいんだと思うんですけど、先程の手数料を目的として運営しているような派遣の所だと、安定的な保育につながらないという状況が生まれつつあるので、その辺のところがかうやって、利用定員が増えて予定していたよりも多くの方が利用できるということが望ましいですが、その一方で今の確保の問題というのは、なかなか難しいところも持っているのかなというふうに思いますけれども。

【委員】そういう中で、苦労なさって集めたところは素晴らしいなと思って。

【議長】たぶん各私立は非常に大変な状況で、いろいろなところに声をかけながらというところが大きいのかなと思いますけれども。他はよろしいでしょうか。

【事務局】先程も説明はさせていただいたのですが、今回の会議の開催の日程なので、すけれど6月に行いたいと考えております。具体的な日には調整させていただいて、委員の皆さまには開催日の1か月前くらいに開催の通知、ご案内を送付させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【議長】これで閉会ということではよろしいでしょうか。事務局のほうから。

【事務局】以上をもちまして、平成30年度第3回塩竈市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。